

# 第11回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和5年11月6日（月）
- 2 開会日時及び場所  
令和5年11月6日（月） 午後1時00分  
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和5年11月6日（月） 午後1時47分
- 4 委員氏名

(1)出席者（19名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸
13番 坂本 博	14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝
17番 小筏 正治	18番 林田 剛	19番 馬場 保	

(2)欠席者（なし）

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参事補	酒井 伸也

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第52号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 報告第10号 非農地通知の発出について

7 その他

---

午後1時00分開会

○事務局長（高木 謙次君） ただいまから令和5年第11回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。  
議事進行上発言される場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。

また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は、欠席委員はございませんので、早速、開会をお願いしたいと思います。

○議長（林田 剛君） それでは、会長が少し遅れているそうですので、もう始めたいと思います。

ただいまから、令和5年第11回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、6番、本田浩委員、7番、草野英治委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第49号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第6、報告第10号、非農地通知の発出についてまでの議案4件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第49号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

[議案第49号の朗読]

議案書3ページ、申請番号55番から63番まで、9件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号55番から56番です。

申請番号55番は、市外在住の地主から住宅と共に付随する農地で家庭菜園程度から農業を始めようとして譲り受ける案件、56番は、農地集約のため譲り受ける案件です。

申請番号55番から56番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号55番から56番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号57番から62番です。

57番、58番は、高規格道路で減少した農地の代替地として譲り受ける案件です。

59番は、成年後見人が規模拡大したい申請人に譲り渡す案件です。

60番は、親族から農業後継者が贈与を受ける案件、61番は、耕作利便のため譲り受ける案件、62番は、県外在住者で耕作できないため譲り渡す案件です。

申請番号57番から62番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号57番から62番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（3番 田島 真一君） 議席番号3番、西部調査会長の田島です。

西部調査会関係分は、申請番号63番です。

申請番号63番は、規模拡大のため、譲り受ける案件です。この後の、農地法第5条転用案件の対価として、農地を交換で譲り受ける案件です。

申請番号63番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号63番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、議案第49号、申請番号55番から63番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第50号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書5ページを御覧ください。

〔議案第50号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号8番から11番の4件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について、説明をお願いいたします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号8番です。

8番の申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の集団の中の農地で、第2種農地と判断しました。昭和41年頃から無断転用で追認申請となっております。無断転用であります、20年以上という追認案件の要件を満たしていることから許可できるものと思われま

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号8番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号9番から10番です。

申請番号9番は、農振白地、10ヘクタール未満の集団の中の農地で、第1種農地と判断しました。転用目的が農業用施設あるため、例外的に許可できる案件と思われま

申請番号10番について、農振白地、愛野総合支所から300メートル以内にある農地で第3種農地と判断しました。申請目的は、賃貸住宅です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号9番から10番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（3番 田島 真一君） はい、議席番号3番、西部調査会長の田島です。

西部調査会関係分は、申請番号11番です。

無断転用の追認申請で、40年以上前から自宅の隣を駐車場及び里道への通路として使用してきた案件です。

追認許可の事由に該当するものであり、許可に関して問題ないものと思われま

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号11番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第50号、申請番号8番から11番は、申請とおとり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請とおとり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第51号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号40番から46番まで、7件の申請があっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から、案件について説明をお願いいたします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号40番から43番です。

申請番号40番と41番は隣接地で、所有者は違っておりますが、併用地で一体の計画で申請されておりますので同時に協議をお願いいたします。

申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。申請目的は、農業用施設（倉庫）で例外規定の農業用施設で許可できる案件だと思われま

す。続きまして、42番は、農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。申請目的が農業用施設に該当することから、例外的に許可できるものと思われま

す。申請番号43番は、農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。実家の農地を守るため、母から農地を貸借し、現状の宅地を併用し、農地については、必要最低限に分筆し、住宅建設の予定です。許可に関して問題ないと思われま

す。申請番号40番から43番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号40番から43番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議案番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号44番から45番です。

申請番号44番は、農振白地、愛野駅から500メートル以内にある農地で第2種農地と判断しました。申請目的は、特定条件付売買予定地として利用です。

申請番号45番は、農振白地、愛野インターから300メートル以内にある農地で第3種農地と判断しました。宅地分譲で1社が転用する案件です。農地法施行規則57条第5項ネに定められていることから、許可に関して問題ないものと思われまます。

申請番号44番から45番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号44番から45番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（3番 田島 真一君） 議案番号3番、西部調査会長、田島です。

西部調査会関係分は、申請番号46番です。

申請番号46番は、農振白地、千々石支所から500メートル以内にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は、通路と駐車場です。自宅の駐車場が1台分しかなく、来客時等に路上駐車しなければならず困っていたところ、申請地の所有者に相談したところ快諾してもらい、申請することとなりました。許可に関しても問題ないものと思われまます。

申請番号46番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号46番について、ご質疑がありましたらお願いします。ありませんか。14番、東委員、どうぞ。

○委員（14番 東 康敬君） ここ、46番、これ有償と書いてあるけど、これ別添には何も書いてないわけですね。（「交換」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） よろしいですか。

○委員（14番 東 康敬君） はい、分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑がないようですので、議案第46号、申請番号40番から46番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第52号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書11ページを御覧ください。

〔議案第52号の朗読〕

議案書12ページ、整理番号1番から議案書25ページ、整理番号26番までです。整理番号1番から10番までは貸借に係る案件、整理番号11番から14番までは所有権移転に係る案件、整理番号15番から26番までは農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） 議案第52号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から10番について、ご質疑はありませんか。14番、東委員、どうぞ。

○委員（14番 東 康敬君） この経営基盤強化促進法の貸借の中で、各調査会の中で、大体相場的にどのくらいしておるのか、例えば、東部、中部、西部の中で平均的な小作料を使っているのがあれば、ちょっと参考のために教えてもらえればと思いますが。

○議長（林田 剛君） ほかの地域の金額というか、もし分かれば、いい機会ですので。東部の辺り、どうですか。17番、小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） 東部のほうでは、そういう賃貸料というのは、さまざまなんですけど、まあ1万円ぐらいから3万円ぐらいまではあると思うんですけど、ただ無償のところもあるんじゃないかと思うんですよ、今の時代では。それで、私がほとんど耕作しているところは、10アール当たり1万5,000円で借りとるんですけど、農業委員として、あまり安く借りるわけにいかんから、平均して1万5,000円から2万ぐらいじゃないかと思うんですけど、本田さん、八斗木のほうはどがんたうですか。

○委員（6番 本田 浩君） 八斗木はですね、基盤整備をしている畑ですね、これが1万6,000円と、賦課金は別です。宮田もそういうふうに決めております。

以上です。

○議長（林田 剛君） 中部地区のほうはどうですか。

○委員（2番 内田 弘幸君） 中部地区の守山のほうですけど、守山のほうは、さっきから言われた基盤整備してあっている、基盤整備したところは、大概、反の2万。それで、自分たちが関わったところは、大概、反の2万ですけど、もう個人個人で、しているところは、畑かんのところも1万円で貸したり、1万5,000円で貸したり、安いところは5,000円もあったり。地主同士が借りる者と地主とが、仲よかったりなので、これを、私たちのところも、できるだけ畑かんの基盤整備してあるところは2万円にしてくれんかと頼んではおります。ですけど、やっぱりだんだんだんだんと値下げの状況になってきています。ほかのところは、もう5,000円とか、ただとか。

以上、そういう状況です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。事務局、それでは、よろしくをお願いします。

○事務局長（高木 謙次君） 事務局です。賃借料については、令和4年版で雲仙農業委員会だよりの、この農林水産大臣賞を取ったときの2面に、全部、平均が載っていますので、後も……

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、ちょっとそれは待って。それで私が、異議を申し立ててる。何で、小浜だけそがん高いのか思った。誰がそれをしたかということを経済局に尋ねとったけど、何も返事が来んとさ、したもんが知らん、誰も知らんというもんばかり。私は、それを常々、その4月の時点から言いよってけんくさ、そやけん、そいが正直、誰も知らんでは済まん。

○事務局長（高木 謙次君） すいません、分かりません。

○議長（林田 剛君） その件につきましては、事務局から。

○事務局長（高木 謙次君） ちょっと金額をどういうふうに算定してあるか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（林田 剛君） ある程度、地域の賃貸料が聞かれると思います。よろしいですか、東委員。ありがとうございます。

次に、所有権移転に係る申請番号11番から14番について、ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 次に、農地中間管理事業に係る申請番号15番から26番について、ご質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第52号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、報告第10号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書27ページを御覧ください。

〔報告第10号の朗読〕

議案書28ページ、受付番号1番です。この報告については、令和5年9月に個人申請があった農地について、地元委員と共に現地確認後、非農地通知を発出した案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） 報告第10号に対する質疑を行います。質問等がありましたらお願いします。

東委員、どうぞ。

○委員（14番 東 康敬君） 東です。この非農地通知を出した案件は、農振に入っていれば、もう通知を出した時点で、農振は外れるわけですか。

○事務局（酒井 伸也君） 事務局からよろしいですか。

○議長（林田 剛君） はい。事務局、どうぞ。

○事務局（酒井 伸也君） 非農地通知を発出した分については、農振のほうは、5年に1度の全体見直しのときに一緒に除外するというふうに聞いております。

○委員（14番 東 康敬君） そうすれば、例えば、来年が見直しだろう。

○事務局（酒井 伸也君） そうですね。

○委員（14番 東 康敬君） それは、今まで、ほんなら発出した分に対しては、それで農振は全部外れるわけですね。

○事務局（酒井 伸也君） そうですね。

○委員（14番 東 康敬君） そういうようなことで、来年からは、また5年すれば外れるということ。

○事務局（酒井 伸也君） そういうことです。

○委員（14番 東 康敬君） そうすれば、今年、農地パトロールで赤判定言われて、非農地通知を出しているじゃないですか。それも全部、今度外れるわけ。

○事務局（酒井 伸也君） そうですね、この間の農地パトロールで赤判定された分については、今回の見直しのときに除外をするように進めているところです。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑がないようですので、報告第10号に対する質疑を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご意見ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご意見なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。休憩後は、14時30分より、ふるさと会館のホールにおいて、農業者年金加入推進会議を行いますので移動をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後1時47分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月 6日

議 長

署名委員

署名委員